

【風水害等応急・復旧・復興対策】

第2編 その他災害応急対策

第1章 火 災

項 目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 火災警報	—							
第2 火災発生状況の把握	消防組合							
第3 市民への周知	総務部、消防組合、消防団							
第4 消火活動	消防組合、消防団							
第5 救助活動	消防組合、消防団、門真警察署							
第6 応援の要請	総務部、消防組合							
第7 市民との連携	—							

《対策の展開》

第1 火災警報

市長は、大阪管区气象台から知事を通じて火災気象通報を受けた場合、又は火災警報の発令基準に該当したときは、火災警報を発令する。この場合、市内にいる者は、警報が解除されるまで、市町村条例で定める火の使用を制限する。（消防法第22条）

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

第2 火災発生状況の把握

消防組合は、巡回等を行い火災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

第3 市民への周知

市及び消防組合、消防団は、防災行政無線、車両等を利用し、地域の自主防災組織などの市民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、要配慮者に考慮する。

第4 消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況及び延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼状況から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

1 災害対応の優先度

火災が同時に多発している場合は、人命危険が大なる現場を優先し、活動する。

2 火災防御活動の原則

- (1) 同時に複数の火災が発生した場合
延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
- (2) 広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合
当該避難地及び避難路の安全確保を優先する。
- (3) 高層建築物、地階等の火災が発生した場合
他の延焼拡大の危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
- (4) 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災、又は既に延焼拡大した火災が発生した場合
住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

3 火災防御活動の区分

守口市門真市消防組合警防規程に基づき活動する。

4 大規模市街地火災の防御対策

- (1) 初動体制の確立
- (2) 火災状況に応じた部隊配備
- (3) 道路状況、建物状況及び延焼状況等を勘案した消火活動
- (4) 延焼阻止線の設定
- (5) 市民及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

5 高層建築物等火災の防御対策

- (1) 活動時における出動隊の任務分担

- (2) 排煙、進入時等における資器材の活用
- (3) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (4) 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
- (5) 水損防止

6 広域断水時火災の防御対策

- (1) 自然水利及び防火水槽の活用による水利の確保
- (2) 有効かつ的確な水利統制
- (3) 機械性能の保持と積載ホースの増加
- (4) 消防車両等の巡回による警戒体制の確立
- (5) 火気使用者に対する啓発

7 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する防御地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

- (1) 部隊運用
 - ア 出動部隊数の調整
 - イ 活動部隊数の合理化と無線統制
 - ウ 消防団との連携強化
- (2) 部隊の確保
 - ア 非常召集による特設隊の編成
 - イ 他市町村消防応援隊の要請及び活用
- (3) その他
 - ア 出動体制の迅速化
 - イ 消防用ホースの確保
 - ウ 防火水槽、自然水利等の活用
 - エ 広報

※資料4-10「公設防火水槽分布図」

資料9-4「防火・準防火地域指定状況図」

第5 救助活動

市、消防組合及び消防団は、警察その他関係機関と協調し、迅速かつ的確に救助活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 市、消防組合及び消防団は、門真警察署その他関係機関と相互に緊密な連携をとり、施設及び人員を最大限に活用して対処するとともに、消防力に不足が生じたときは、必要に応じて消防相互応援協定締結の市町村、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、民間等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 警察、消防応援部隊及び自衛隊等と協力して、必要に応じて地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

※資料4-5 「守口市門真市消防組合の組織」

資料4-6 「門真市消防団の組織」

第6 応援の要請

1 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防組合は、人命救助・救出活動が実施困難な場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

2 航空消防応援協定に基づく応援要請

消防組合は、火災時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき大阪市消防局に応援を要請する。

3 知事への応援要請

市及び消防組合は、大規模な火災が発生し、必要な場合は、相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指揮権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

4 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害の状況、消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。ただし、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条）。

※資料4-8「消防相互応援協定一覧表」

資料12-1「災害相互応援協定一覧表」

第7 市民との連携

市民、自主防災組織及び事業者の自衛消防組織等は、消防隊が到着するまでの間、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。また、消防組合、消防団及び門真警察署など防災関係機関との連携に努める。

第2章 その他災害

第1節 市街地災害応急対策

中高層建築物等のガス漏れ事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
市街地災害応急対策	総務部、消防組合、 門真警察署、大阪ガス株式会社							

《対策の展開》

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
 範囲は、地下街（地階）にあつては、原則として当該地下街（地階）全体及びガス漏洩場所から半径100m以上の地上部分に設定する。
- (4) 避難誘導
 避難経路、方向及び避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、門真警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。
- (5) 救助・救急
 負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。
- (6) ガスの供給遮断
 ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。
 イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊等より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏れがあり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

2 火災等

消防組合等は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動期における情報収集、連絡
- (3) 排煙及び進入時等における資器材の活用対策

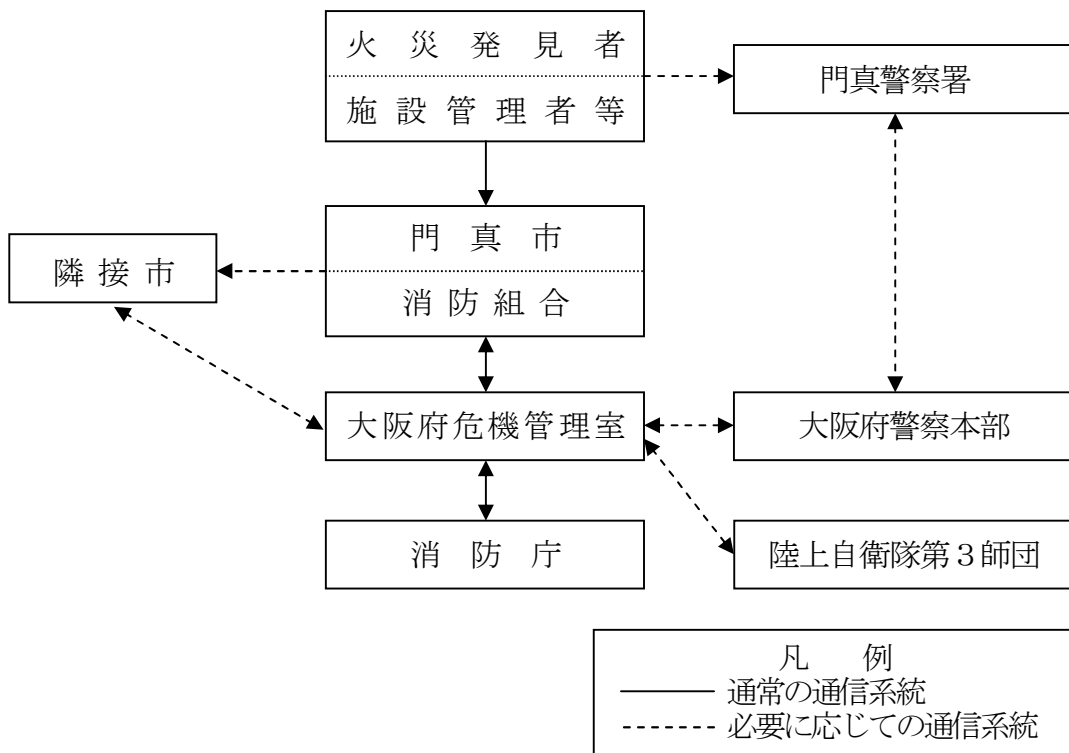
- (4) 中高層建築物、地下街（地階）等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 中高層建築物、地下街（地階）の管理者等

- (1) ガス漏洩、火災等が発生した場合、中高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 中高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

4 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第2節 危険物等災害応急対策

火災その他災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺市民に対する危害防止を図る。

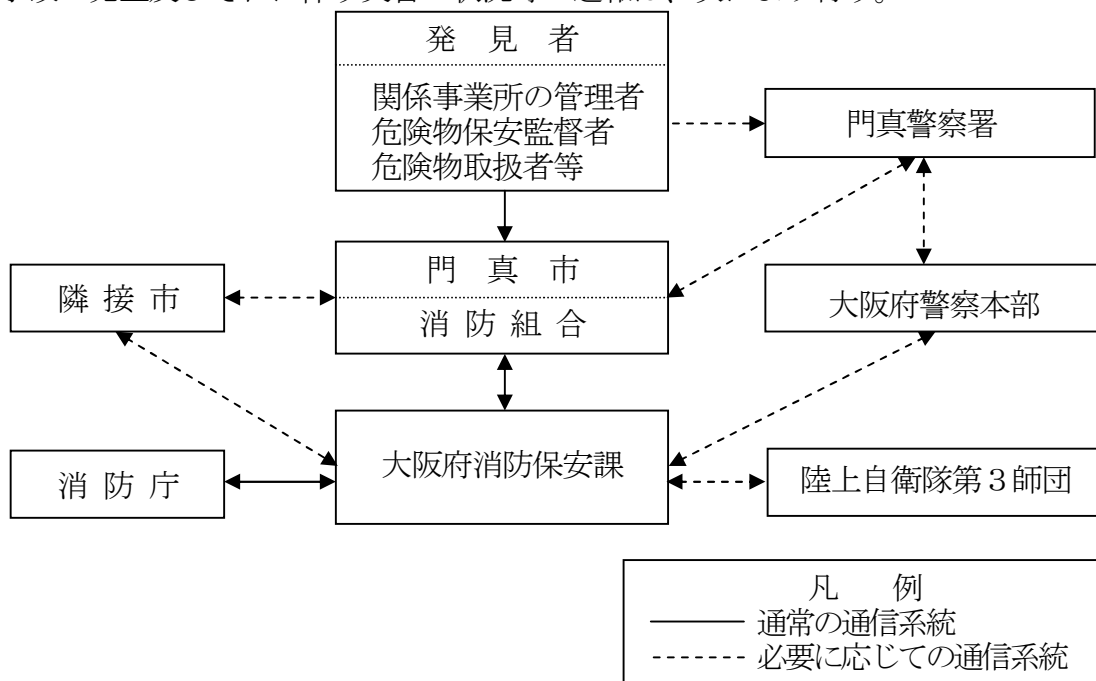
項目	実施担当機関	発災前	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1ヶ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1ヶ月	～
第1 危険物災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第2 高圧ガス災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第3 火薬類災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第4 毒劇物災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第5 放射線災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							

《対策の展開》

第1 危険物災害応急対策

- 1 消防組合等は、関係機関と密接な連絡を図るとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- 2 消防組合等は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
 - (1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺市民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- 3 市及び消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- 4 消防組合等は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により他市町村に対し応援を要請する。

5 事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

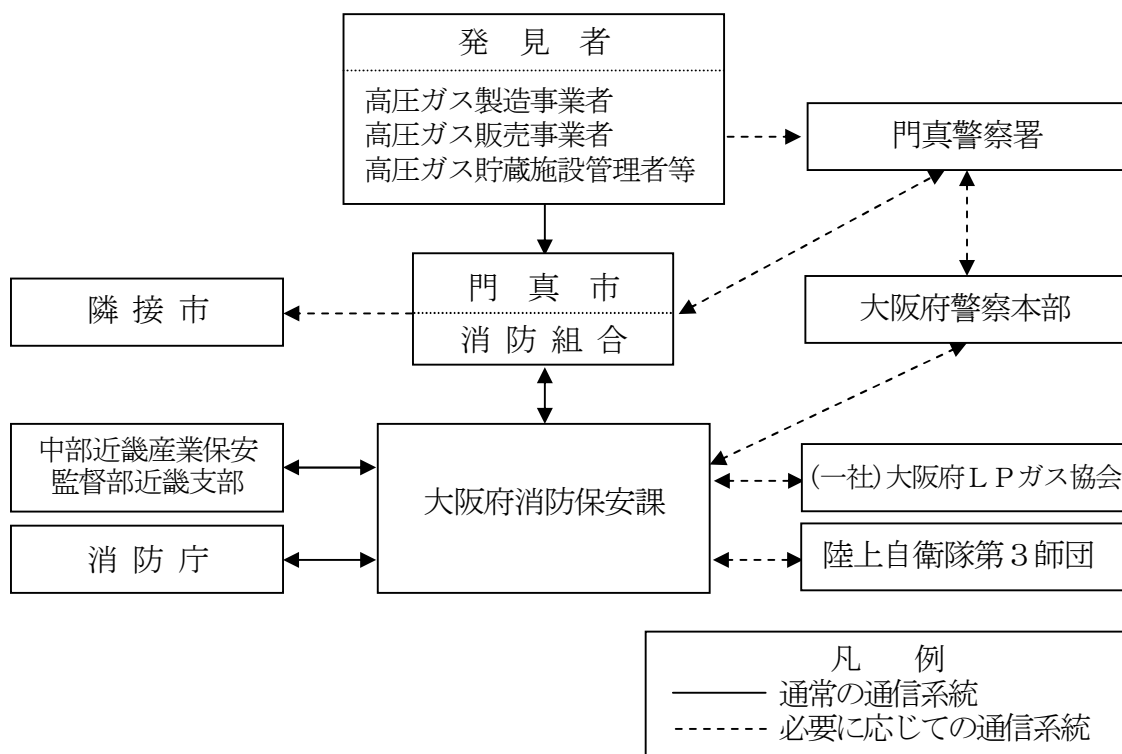


※資料5-2「危険物施設数」

第2 高圧ガス災害応急対策

消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

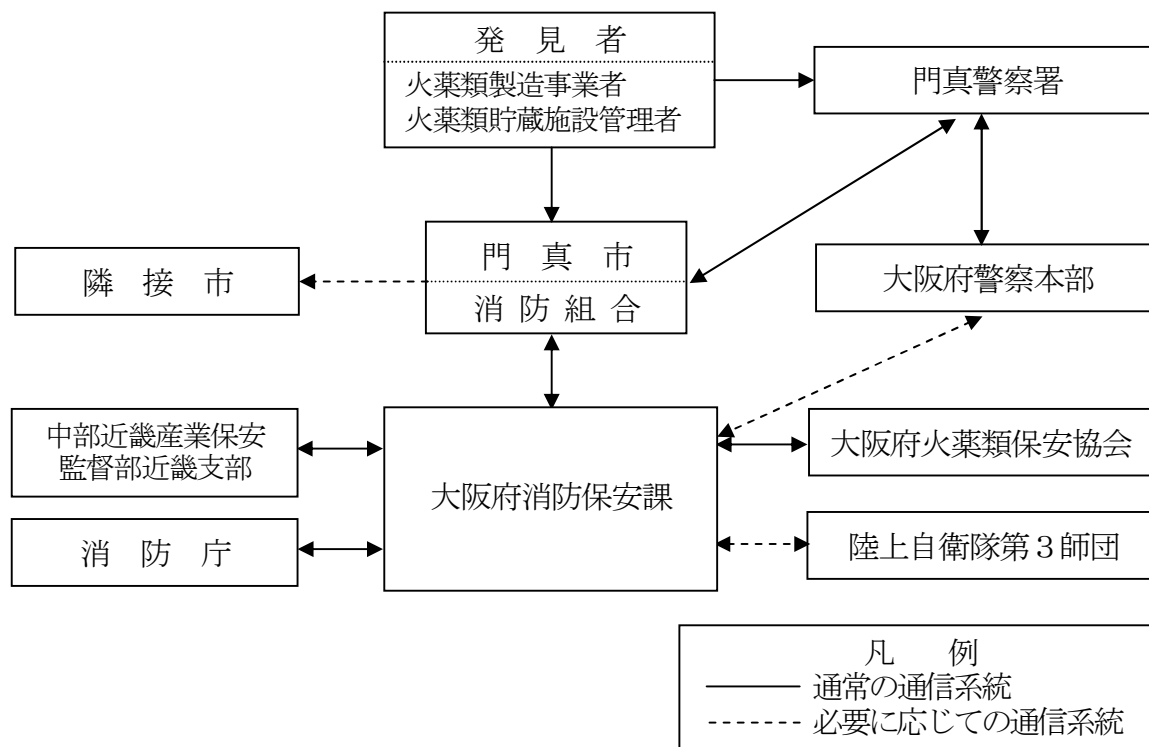
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第3 火薬類災害応急対策

消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第4 毒劇物災害応急対策

消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

第3節 大規模交通災害応急対策

関係各部局は関係機関との協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 大規模交通災害の種類	—							
第2 応急対策	総務部、消防組合、門真警察署、近畿運輸局、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、各地方鉄道							

《対策の展開》

第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- 1 航空機事故
- 2 鉄道事故
- 3 自動車事故（道路構造物の被災に伴う大規模事故、重大な交通事故等）

第2 応急対策

1 連絡体制

(1) 発見者及び施設管理者からの通報

ア 消防組合等は、災害時に危険物施設等の被害、又は鉄軌道及び自動車専用道路の交通が極めて混乱している状況を発見した者から通報を受ける。

イ 消防組合等は、大規模交通災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、各施設の管理者から通報を受ける。

(2) 関係機関への連絡

消防組合等は、市域において大規模交通災害が発生した場合、又は発生 of 通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、門真警察署及び関係機関相互に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 市の災害応急活動体制

市は、災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は原則として災害対策本部会議の協議によって決定する。

(2) 現地災害対策本部の設置

災害の状況等必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

(3) 応急対策活動

ア 警備活動等

門真警察署は、必要に応じて警戒区域の設定、避難指示及び交通規制等を実施し、身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

また、当該事故関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

イ 救助、救急医療活動

市、消防組合等は、医療機関と連携して次の措置を講じる。

- ① 医師及び看護師の派遣
- ② 医療機材及び医薬品の輸送
- ③ 要救助者の救助
- ④ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

ウ 消防活動

消防組合は、消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(4) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、他市町村と協力体制をとる。

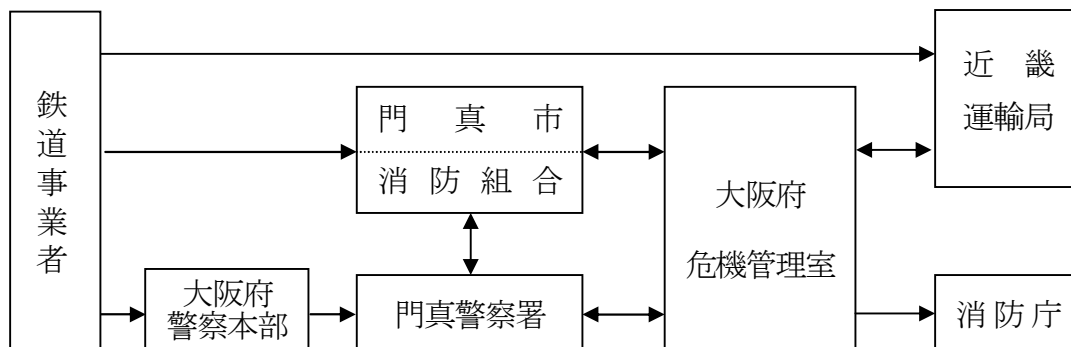
3 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 鉄道事故

ア 情報収集伝達経路

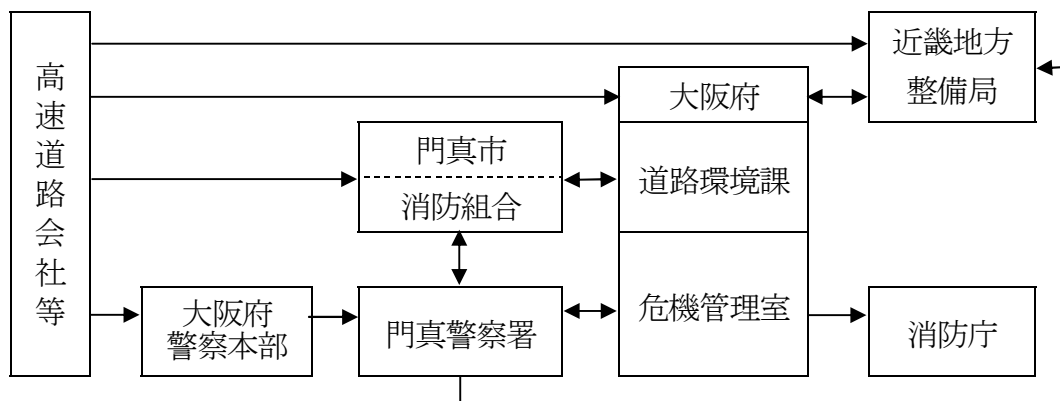


イ 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項